

# 市川市立柏井小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は市川市立柏井小学校PTAといい、この会の事務所は同小学校に置く。
- 第2条 本会は父母と教師の協力により、学校教育の振興をはかると共に、児童の福祉と会員相互の親睦をはかり教養を高める事を目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 父母と教師の理解、親睦に関する事。
  - 2 学校教育への協力に関する事。
  - 3 児童の福祉に関する事。
  - 4 教職員の研究奨励に関する事。
  - 5 会員の研修と教養の向上に関する事。
  - 6 その他教育向上のために必要な事。

## 第2章 会 員

- 第4条 本会は市川市立柏井小学校の児童の父母またはこれにかわる人（保護者）と教職員を以って構成し会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 役 員

- 第5条 本会は次の役員をおく。
- |      |                 |
|------|-----------------|
| 名誉会長 | 1名（学校長）         |
| 会長   | 1名              |
| 副会長  | 若干名（内1名は教頭）     |
| 書記   | 若干名             |
| 会計   | 若干名（内教職員1名）     |
| 理事   | 若干名             |
| 会計監査 | 3名（4・5・6学年の学年長） |
- その他3名以内の顧問をおくことができる。
- 第6条 役員任期は1カ年とする。但し留任を妨げない。  
尚、補欠により就任した者は前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員職務は次の通りとする。
- 1 名誉会長は会員相互の連絡と関係諸団体間との協調をはかる。
  - 2 会長は本会を代表し会務を統轄する。
  - 3 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。
  - 4 書記は本会の運営を記録し、庶務をつかさどる。
  - 5 会計は本会の会計を処理する。
  - 6 理事は理事会を以って本会の企画運営を審議し推進する。
  - 7 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を会員に報告する。
  - 8 顧問は会長ならびに理事の相談にあずかる。
  - 9 本部役員は、柏朋会の運営を兼ねる。

第8条 役員の選出は次の方法による。

- 1 ①会長、副会長、書記、会計の各役員は選考委員会でその候補者を選び総会の承認を得る。  
\*選考委員会は各学年の副学年長各1名、各専門委員会の副委員長各1名及び、副会長で構成する。  
②役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充することができる。
- 2 各学年委員長、各専門委員長及び学年主任の教職員は理事となる。
- 3 顧問は会長及び副会長経験者の中より会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

第9条 本会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 学年委員会
- 4 学級委員会

第10条 総会は最高の議決機関であり、毎年1回（通常4月）開かねばならない。但し必要に応じて臨時に開くこともできる。

総会は委任状を含む全会員の5分の1以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数の賛同を得て行う。

第11条 次の事項は総会に付議しなければならない。

- 1 会務報告とその承認
- 2 予算審議と決算の承認
- 3 会長、副会長、書記、会計の承認
- 4 会則の改正
- 5 その他重要な事項

第12条 会議の議事は出席会員の過半数を以って決める。

第13条 理事会は、第5条の役員を以って構成し、次の事項を審議執行する。

- 1 総会の運営
- 2 細則の制定ならびに改正
- 3 予算案の編成及び決算書の作成
- 4 総会決定事項の執行
- 5 各委員会提出議案の審議調整
- 6 その他必要な会務
- 7 特に重要事項については必要に応じ学級委員長を含む拡大理事会をもつ

第14条 本会に文化、広報、環境・保体の各専門委員会をおき細則は別に定める。

第15条 本会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第16条 学年委員会は、各学級委員と担任とを以って構成し委員長1名、副委員長1名を選出し、学年PTAの企画運営にあたる。

第17条 学級委員会は、各学級5名の役員と担任とを以って構成し、委員長1名、副委員長1名を選出し学級PTAの企画運営にあたる。

青少年補導員を1名選出したクラスは、環境保体委員を補充する。

## 第5章 会 計

- 第18条 本会の経費は、会費、寄付金、事業益金等を以ってあて会費は月額教職員は250円、父母またはこれにかわる人（保護者）は児童1名につき250円とする。
- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- 第20条 会員ならびに教職員の慶弔規定は別に定めるところによる。

## 専門委員会細則

### 第1章 総 則

- 第1条 会則第14条にもとづき各専門委員会の細則を次の通り定める。
- 第2条 各委員会は保護者及び教職員より選ばれた委員を以って構成する。
- 第3条 各委員会は委員長1名、副委員長1名を選出し委員長は理事となる。
- 第4条 各委員会は原則として毎月1回は召集し委員長は会議の議長となる。
- 第5条 各委員会の計画は理事会に提案され審議後実施する。

### 第2章 文化委員会

- 第6条 文化委員会は、会員の教養の向上ならびに教育振興・充実をはかるため次のことを所管する。
- 1 講演会・講習会・座談会等に関する事。
  - 2 社会教育事業への協力に関する事。
  - 3 学芸的行事への協力に関する事。

### 第3章 広報委員会

- 第7条 広報委員会は本会の活動を会員に報告すると共に本会の運営が向上するよう広報の作成にあたる。

### 第4章 環境・保体委員会

- 第8条 環境・保体委員会は、学校内外の教育環境の整備浄化をすすめると共に児童の交通安全健全育成に寄与する。また、会員及び児童の保健衛生ならびに体力増進のため次の事を所管する。
- 1 学校保健及び児童の保健衛生に関する事。
  - 2 学校体育行事の協力に関する事。
  - 3 会員の体育活動は、運営上原則としてクラブ組織を以って活動すること。

付 則

本会則は昭和54年4月1日より施行する。  
本会則は昭和55年4月26日を以って一部改正  
本会則は昭和56年4月30日を以って一部改正  
本会則は昭和57年4月26日を以って一部改正  
本会則は昭和59年4月26日を以って一部改正  
本会則は昭和63年4月21日を以って一部改正  
本会則は平成5年4月26日を以って一部改正  
本会則は平成6年4月25日を以って一部改正  
本会則は平成7年4月24日を以って一部改正  
本会則は平成14年4月19日を以って一部改正  
本会則は平成15年2月5日を以って一部改正  
本会則は平成16年4月19日を以って一部改正  
本会則は平成18年4月22日を以って一部改正  
本会則は平成19年4月21日を以って一部改正  
本会則は平成27年4月18日を以って一部改正  
本会則は令和2年4月24日を以って一部改正

## 慶弔見舞規定

- 第1条 市川市立柏井小学校PTA会則に基づき、慶弔見舞に関する規定を定める。  
本会の慶弔・見舞の対象となる事業については、総てこの定めるところによるものとする。
- 第2条 以下の場合、見舞金を贈る。
- |   |         |
|---|---------|
| 1 会員または本校児童が疾病、負傷により1ヶ月以上の入院治療を必要とするとき      | 3,000円  |
| 2 会員が火災等不慮の災害により相当な被害を受けたとき、但し、天災は含まないものとする | 5,000円  |
| 3 会員が特に本会行事の協力に際して全治2週間以上4週間以内の負傷をしたとき      | 5,000円  |
| 1ヶ月に及ぶとき                                    | 10,000円 |
- 第3条
- 1 会員（教職員の配偶者を含む）または本校児童が死亡した時は金5,000円の弔慰金を贈る。  
但し生花、花輪等をもってこれに代える事ができる。
  - 2 本会のために、特に功労があったと認められる者に対しては前項の弔慰金のほか、供物または花輪を贈ることができる。
- 第4条 教職員が婚姻、出産するときは（配偶者を含む）は金5,000円の祝金を贈る。
- 第5条 教職員の転勤に際しては、金3,000円またはこれに代わる物品を贈る。
- 第6条 それ以外の事項に関しては、理事会の承認を得て行わなければならない。但し、急を要する場合は直後に開かれる理事会で事後承認するものとする。（表彰規定等）
- 第7条 この規定の改廃は理事会の決議による。

## 表彰規定

- 第1条 この規定は、柏井小学校の教育、PTA活動に関し、功績が顕著な人への表彰について必要な規定を定める。
- 第2条 表彰は、PTA会員、その他の個人で以下に該当するものについて行うものとする。
- （教職員）
- 1 本校の教育、PTA活動に関し、功績が顕著な人
- （PTA会員）
- 1 役員として2年以上活躍した人
  - 2 委員として3年以上活躍した人
- （PTA会員以外）
- 1 PTA活動に関し、功績が顕著な人
- 第3条 表彰の候補者は、PTA理事会で承認決定する。
- 第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。又、記念品を合わせて授与する事ができる。
- 第5条 表彰は、原則として退会する人に対して、毎年PTA定期総会において行う。  
特に必要がある場合に限り、臨時に行うことができる。
- 第6条 規定の改廃は理事会の決議による。